

狭山市窓口用封筒（市民課用）有料広告掲載の取扱いに関する要領

平成25年11月 1日 決裁

1 趣旨

この要領は、狭山市有料広告掲載の取扱いに関する要綱（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、窓口用封筒（市民課用）への有料広告（以下「広告」という。）の掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

2 掲載者への連絡

印刷物等を所管する所属の長（以下「所管所属長」という。）は、印刷物等が次の状態となったときは、直ちに掲載者へ報告しなければならない。

ア 広告が掲載不能となったとき。

イ 広告の掲載が業務に著しく支障をきたす状態となったとき。

ウ その他広告が適切でなくなったとき。

3 掲載料金の納付

（1）広告の掲載料金は、指定した期間内（通知後14日以内）に納付する。ただし、掲載者の経理時期に対応するためその他市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

（2）市の都合により、申込みを超える期間に掲載があったときは、この期間に係る掲載料金は徴収しない。

4 掲載場所等

広告の掲載場所、規格、掲載料金、募集枠数及び募集期間等については、別表に定めるところによる。

附 則

この要領は、決裁の日から施行し、平成26年4月1日以後に掲載される有料広告について適用する。

別表

掲載場所	市民課の窓口用封筒(証明書等持ち帰り用)裏面
規格	タテ85mm × ヨコ110mm
デザイン	原則としてサイズ内自由。ただし、市のイメージを損なわないもの。
掲載料金	1万枚 50,000円/1枠
募集枠数	2枠
掲載期間	封筒を1万枚使い切るまで
色数	単色
形状等	表面に凹凸や厚みがないもの。
原稿等の提出	申込みは封筒印刷の2か月前まで。原稿や素材の提出は1月前まで。
封筒のサイズ・色・数量	長3形・コニーカラー、ウグイス色・1万枚